

APPLIC主催 「相互接続確認イベント」の参加にあたって

2025年6月

●相互接続確認実施手順等について

地域情報プラットフォーム標準仕様

「地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様（最新版）」

付録1 APPLIC 地域情報PF相互接続確認 実施手順書」を参照してください。

●相互接続確認イベント参加条件について

条件1：APPLIC普通会員、準会員、もしくは特別会員であり、準拠確認及び相互接続性検討TFに参加登録していること(★1)

条件2：イベント実施の前に開催される相互接続確認イベント会議に参加すること(★2)

条件3：イベント実施の前日までに、対象標準バージョンへ対応した製品について準拠登録の手続きを完了していること(★3)

条件4：地域情報プラットフォーム準拠確認および相互接続確認仕様に記載のPF相互接続確認仕様で規定したテスト環境を準備できること(★4)

条件5：イベントに係るプロセス（準備、実施時等）において知り得た情報については、本イベント内の利用に限ることとし、責任をもって取り扱いできること

条件6：APPLICによる相互接続確認成功の公表資料に、企業名を記載するための社内確認が取れること

条件7：参加を希望する製品について、製品カテゴリ別の参加条件を満たせること

※上記の条件をすべて満たすことを相互接続確認イベント参加条件とします。

(★1) 地プラ標準仕様WGや標準推進委員会にて、下記の内容を討議することについて確認していただくことを目的として、地プラ標準仕様WGおよび準拠確認及び相互接続性検討TFへの参加を条件としています。

(1) 相互接続実施にあたり標準仕様に関して生じた疑義の解決に関する経緯（標準仕様改定に至る場合など）

(2) イベント実施報告（参加メンバーで共有する実施報告の抜粋版）

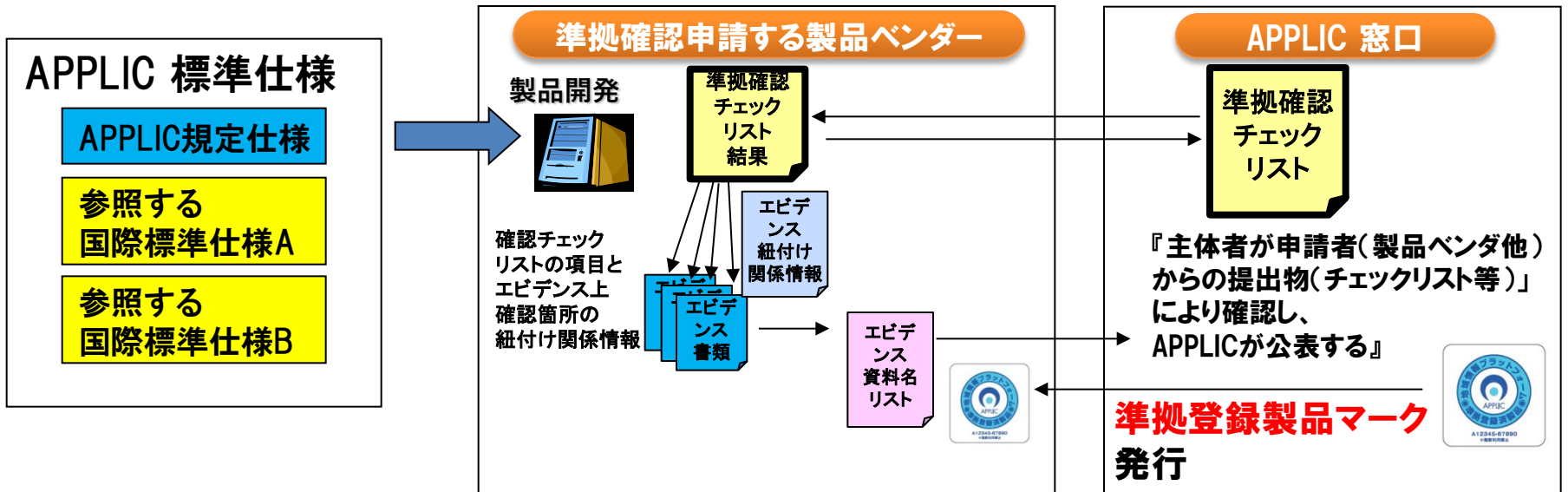
(★2) 相互接続確認イベント会議には、必ず一名以上の参加を必須とします。

(★3) 準拠登録を完了することで、相互接続確認を行いたい製品と対象標準バージョンについて、APPLIC推奨マークのうち、準拠登録製品マーク（ブルーマーク）を取得できます。

(★4) 最新仕様をご確認ください。

◎ PF標準仕様に対する製品の準拠確認登録申請と、APPLICによる推奨マーク

PF標準仕様として持つべき機能(必須とオプション)について、自社製品の機能を確認すること。及び、結果をAPPLICに提出すること。準拠確認のためのシート ⇒ 準拠確認チェックリスト



◎ 準拠確認チェックリストとは

- ・APPLICで規定する準拠ルールに対し、製品でのサポートを確認するリスト
- ・特に、必須機能をサポートしていることが標準仕様の準拠の条件

○ ○ PF準拠対象情報：製品名、申請者
標準仕様バージョン：業務標準仕様

準拠ルール	必須/選択	製品・システム 確認欄	APPLIC 確認欄
R1: XXXX	必須	○	
R2: YYYY	必須	○	
R3: ZZZ	選択		

準拠確認
チェック
リスト
シート

◎準拠登録申請、及び、相互接続確認成功申請の結果のAPPLIC Webサイトでの公開

準拠確認
登録情報

APPLICサイト：準拠登録結果 一覧

<https://www.applic.or.jp/jigyo/jigyo-2/ata/entry/>

■準拠登録製品一覧表 (APPLIC-0002-2021～APPLIC-0002-2024) ※防災業務アプリケーションユニットを除く

- 自治体業務アプリケーションユニット
- サービス基盤
- GISユニット
- 教育情報アプリケーションユニット
- 防災業務アプリケーションユニット
- 避難行動要支援者名簿管理ユニット及び被災者台帳管理ユニットに対して情報提供できる製品
- 団体内統合宛名機能を実装した製品

番号	項目名	内容
1	登録番号	製品の準拠登録番号を示します。
2	団体名	準拠登録申請を行った団体を示します。“株式会社”等は省略しています。
3	製品名	登録団体が保有する製品の名前を示します。
4	製品識別情報	審査を受けた時の製品バージョンを示します。
5	対応ユニット	製品の登録対象としている「対応地域情報PF標準仕様版数」のなかで、製品が対応しているユニットを示します。
6	リリース日	製品の発売日を示します。
7	対応地域情報PF標準仕様版数	準拠登録審査を実施した際に対象とした地域情報プラットフォーム標準仕様の版数を示します。各仕様のリリース時期は、 正記別表 をご覧ください。
8	推奨マーク有無	推奨マークの有無と種別を示します。 種別は以下の2種です。推奨マークの使用指針は こちら です。 ...準拠登録済みの製品である事を示します。 (準拠登録製品マーク) ...準拠登録を行い、かつ、相互接続確認を行った製品であることを示します。 (準拠登録・相互接続確認製品マーク)

相互接続確認
成功登録情報

APPLICサイト：相互接続確認成功申請の結果 一覧

<https://www.applic.or.jp/committee/standard-com/sosetsu/>

成功申請登録番号	相互接続成功日	イベント名称	実施したテストモデル	備考
SSK-2009-01	2009/9/4	APPLIC 平成21年度相互接続確認イベント第1期	IT1-5、IT3-1、業務1-5、業務1-6、業務1	平成21年9月16日 経過資料
SSK-2009-02	2010/1/29	APPLIC 平成21年度相互接続確認イベント第2期	(APPLIC-0008-2008)IT1-5、IT2-1、IT3-1、業務1	平成22年2月19日 経過資料
SSK-2010-01	2010/10/28/29	APPLIC 平成22年度相互接続確認イベント	(APPLIC-0008-2009)IT1-5、IT2-1、業務1-5、業務1-6、業務2、業務4	平成22年11月8日

相互接続確認成功の公表

「地域情報プラットフォーム相互接続確認イベント第2期」の実施について
～参加製品すべてについて相互接続を確認～

平成 22 年 2 月 19 日
財団法人全国地域情報化推進協会

今般、当協会では、地域情報プラットフォームの普及促進施策の一環として、当協会会員企業 13 社を一同に会した「APPLIC 平成 21 年度相互接続確認イベント第 2 期」を 1 月 28、29 日に実施し、予め計画していたすべての相互接続を確認いたしましたのでご報告いたします。

1 背景

2009年12月に原口総務大臣が発表した「原口ビジョン」では、「ICTの徹底利活用により、2020年時点ですべての世帯（4,900万世帯）でブロードバンドサービスを利用」することを目標とし、施策例の一つに、「電子行政の実現による行政刷新」として、「国民本位の電子行政を実現」と「24時間365日オンライン行政サービスを利用可能化」を挙げています。また、2009年12月30日に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」でも、「成長を支えるプラットフォーム」として、「情報通信技術の利活用による国民生活上・国際競争力強化」という目標が掲げられており、その中には、「国民生活の利便性の向上」や「行政の効率化を図るため、各種の行政手続きの電子化・ワンストップ化を進める」と提示されています。